

岡山市不妊治療費助成事業のご案内

岡山市では、不妊治療を受ける方の経済的な負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを目的として、不妊治療に要した費用の一部を助成します。

対象となる不妊治療

【保険適用の要件】
 (女性の年齢と回数上限(1子ごとに))
 40歳未満：通算6回まで
 40歳以上43歳未満：通算3回まで

保険が適用される体外受精および顕微授精等(生殖補助医療)

- * 生殖補助医療のために行われた男性不妊治療(精巣または精巣上体から直接精子を採取する手術)も含まれます。
- * 令和7年4月1日以降に治療開始(治療計画作成)したものに限ります。
- * 治療計画に基づく採卵術等から胚移植術等までの一連の治療過程を1回の治療として扱います。(別表 治療ステージ A~F)

(別表) 体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象となる治療の範囲

治療ステージ	治療内容	採卵まで				採精(夫)	(前培養・凍精(顕微授精)・培養)	胚移植					(胚移植のおおむね2週間後)	助成対象範囲
		(薬品投与(点鼻薬)自然周期で行う場合もあり)	(薬品投与(注射)自然周期で行う場合もあり)	採卵	新鮮胚移植			凍結胚移植						
					胚移植			黄体期補充療法	胚凍結	(自然周期で行う場合もあり)薬品投与	胚移植	黄体期補充療法		
	平均所要日数	14日	10日	1日	1日	2~5日	1日	10日		7~10日	1日	10日	1日	
A	新鮮胚移植を実施													助成対象
B	凍結胚移植を実施*													
C	以前に凍結した胚を解冻して胚移植を実施													
D	体調不良等により移植のめどが立たず治療終了													
E	受精できず 又は、胚の分割停止、変性、多精子授精などの異常授精等により中止													
F	採卵したが卵が得られない、 又は状態のよい卵が得られないため中止													
G	卵胞が発育しない、又は排卵終了のため中止													対象外
H	採卵準備中、体調不良等により治療中止													

* B：採卵・受精後、1~3周期の間隔をあけて母体の状態を整えてから胚移植を行うとの当初からの治療方針に基づく治療を行った場合をいう。
 ※ 採卵準備前に男性不妊治療(治療ステージ「C」を除く。)を行った結果、精子が得られない、又は状態の良い精子が得られないため治療を中止した場合も補助の対象とする。
 ※ 助成金の交付申請は、「1回の治療」ごとに行うこと。
 ※ 「1回の治療」とは、胚移植を目的とした治療計画に基づく、採卵術(採卵術を実施するための準備を含む。)等から、胚移植術(胚移植術の結果の確認を含む。)等に至るまでの一連の治療過程をいう。
 また、以前に行った体外受精・顕微授精により作られた受精胚による凍結胚移植も「1回の治療」とする。
 A、B、C：医師による妊娠判定検査を行うまで(妊娠したかどうかは問わない)。
 D、E、F：やむを得ず医師の判断により治療を終了又は中止するまで。

助成の対象となる方

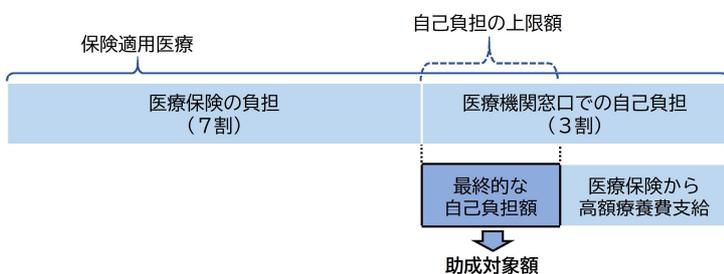
~次の要件のすべてに該当する夫婦(事実婚も含む)が対象になります~

- (1) 保険医療機関で不妊治療を行うための治療計画の作成を受けていること
- (2) 夫婦のどちらかまたは両方が、治療開始日から申請日まで岡山市に住民登録があること
- (3) 岡山市税(市民税、固定資産税等)の滞納がないこと
- (4) 同一の治療に係る医療費に対して他の自治体から補助を受けていないこと

助成金額

1回の治療(一連の治療過程)につき、医療機関へ支払った医療費の自己負担額(上限10万円)

- * 治療に係る院外処方がある場合は、薬局へ支払った薬剤費を含みます。
- * 医療保険者から高額療養費・付加給付の支給がある場合、その額を差し引いた額を助成対象額とします。



・高額療養費の支給を受けるためには医療保険者への申請が必要ですが、限度額適用認定証またはマイナ保険証を利用することで、窓口での負担額を上限額までに抑えることができます。

・付加給付制度の有無や要件等については、加入している医療保険者へお問い合わせください。

申請の方法と期限

～申請は1回の治療（一連の治療過程）ごとに行ってください～

○ 申請方法

下記の必要書類をご用意のうえ、電子申請（申請書の提出）を行ってください。（令和7年8月1日申請受付開始）

電子申請後、7日以内に添付書類（必要書類のうち①～⑦）を提出してください。（郵送可）

*電子申請ページおよび提出先については、下記の「問い合わせ・書類提出窓口」をご確認ください。

○ 申請期限

*治療が終了し、医療機関・薬局への医療費の支払完了日が起点です。

支払完了日が令和7年4月1日～令和7年7月31日の方に限り、令和8年1月31日を申請期限とします。

1回の治療終了後、医療機関等への支払いが完了した日	申請期限	(例)
4月～9月の方	支払完了日から6か月	支払完了日8/8 ⇒ 申請期限2/8
10月～3月の方	支払完了日の年度末	支払完了日12/15 ⇒ 申請期限3/31
	やむを得ない事情により年度末までに申請できない場合 ア. 高額療養費等の支給決定に時間がかかる場合 イ. 支払完了が3月の場合 など	支払完了日から6か月 ア. 支払完了日12/15 ⇒ 申請期限6/15 イ. 支払完了日3/20 ⇒ 申請期限9/20

○ 申請後の流れ

1. 申請書等の内容を審査のうえ、承認決定通知書（または不承認決定通知書）を電子メールでお届けします。
2. 承認決定者には、ご指定の口座に助成金を振り込みます。

申請に必要な書類

- ① 岡山市不妊治療費助成事業受診証明書（様式第2号）
*受診した保険医療機関の医師に記入を依頼してください。
- ② 岡山市不妊治療費助成事業調剤証明書（様式第3号）・・・院外処方がある場合
*院外処方により調剤を受けた薬局に記入を依頼してください。
- ③ 高額療養費や付加(附加)給付の支給決定通知書・・・保険者からの支給がある場合
*高額療養費等の支給を受けるためには、保険者への申請が必要です。（支給対象になる方は必ず申請してください）
- ④ 申請者および配偶者の住民票^(※1)
*続柄と本籍入りのもの（個人番号の記載がないもの）
- ⑤ 夫婦であることの証明書類^(※1)・・・法律上の夫婦であって、住民票で夫婦関係が確認できない場合^(※2)
 - ・夫婦のどちらかが日本国籍の方：戸籍謄本（抄本）
 - ・夫婦ともに外国籍の方：婚姻をしていることを証明する書類（外国語の場合、日本語訳を添付してください）
- ⑥ 事実婚関係に関する申立書（様式第4号）・・・事実婚の場合
- ⑦ 申請者名義の振込先口座（銀行名・支店名・口座番号・口座名義人フリガナ）が確認できる書類^(※3)
(例)・通帳の場合：表紙を開いて銀行名・支店名・口座番号などが記載されたページのコピー
・オンライン銀行の場合：Webサイト等の銀行名・支店名・口座番号などが表示されたページを印刷したもの
- ⑧ 医療機関および薬局（院外処方がある場合）で発行された領収書および明細書（治療開始から治療終了までのもの）
*原則提出の必要はありませんが、審査状況によっては提出を求める場合があります。
*申請書作成時、医療機関への支払額として記入する金額は、領収書等に記載された額のうち保険適用の不妊治療（生殖補助医療）に係る医療費に限ります。

(※1) 発行日から3か月以内のもの

(※2) 住民票で夫婦関係が確認できない場合とは、夫婦が住民票上別世帯の場合等です。

(※3) 申請後、振り込みが完了するまでは、口座名義人名の変更・口座の解約などは行わないでください。

問い合わせ・書類提出窓口

岡山市保健所健康づくり課
母子歯科保健係 不妊治療費助成事業担当

〒700-8546

岡山市北区鹿田町一丁目1番1号

TEL (086)803-1264

岡山市不妊治療費助成事業

ホームページ



*詳細の確認や様式の取得はこちらから。

電子申請ページ



*メールアドレスが必要。

令和7年8月1日
申請受付開始